

第1 甲の罪責

1 住居侵入罪（刑法（以下法令省略）130条前段）の成否

甲は、賃貸マンションDという「住居」に訪問している。訪問に居住者であるCは拒絶しているがBが許している場合、甲の行為は「侵入」にあたるか。

「侵入」とは、住居権者の意に反する立ち入りをいう。複数の居住者がいる場合には、一人の住居権者の承諾があれば、他の者の意思に反する場合でも住居侵入罪は成立しないと考える。一つの住居内でのプライバシーは共同生活を行う以上他の居住者との間で制限されるので、一人が立ち入りを容認すれば他の者は利益を失うと考えられるからである。

本件では、BもDに居住しているため、Dを管理している住居権者にあたる。その住居権を有するBが甲の訪問を許している。そのため、甲の行為は、管理権者の意に反する立ち入りとはいえず、「侵入」にあたらない。

したがって、甲に住居侵入罪は成立しない。

2 未成年者略取罪（224条前段）の成否

甲が、Cの体を乙に押さえさせ、18歳の未成年者Bと共に車で去っていった行為について未成年者略取罪は成立するか。

（1）略取

甲は、Cの体を共犯者である乙に押さえさせるという暴行を加えて、Bと共に車で連れ去ったことにより、Bを自己の実力的支配下に移している。そのため、略取が認められる。

したがって、甲の行為は、未成年者略取罪の構成要件に該当する。

（2）被害者の同意

しかし、Bは自らの意思で甲に団体Aで共同生活するためについていっている。被害者の同意がある場合には、違法性が阻却されないか。

未成年者略取罪の保護法益は、被拐取者の自由と監護者の監護権の双方が保護法益である。そのため、被拐取者の同意だけでなく、監護権者の同意もなければ違法性は阻却されない。

本件では、Bは同意しているが、CはBを連れ去ることに同意していない。

したがって、違法性は阻却されず、甲に未成年者略取罪が成立する。

3 傷害罪（204条）の成否

甲は、Bを突き飛ばす暴行を加え、その結果、Bは転倒し地面に後頭部をぶつけ、頭部から血を流して気絶させるという生理的機能の障害があり、傷害が認められる。

したがって、甲に傷害罪が成立する。

4 保護責任者遺棄罪（218条前段）の成否

甲は、頭から血を流して気絶しているBをそのままにして山から立ち去った行為について、保護責任者遺棄罪が成立するかが問題となる。

（1）保護責任者性

保護責任者といえるかどうかは、法令、契約、事務管理、慣習、先行行為等の条理、排他的支配、保護の引受けの有無を総合して判断する。

本件では、Bが頭部から血を流して気絶しているのは、甲がBを突き飛ばしたことから生じている。つまり、甲が、Bの現在の状態を引き起こす先行行為をしたのであり、甲には、条理上Bを助ける義務があると考えられる。また、Bの倒れている場所は、ハイキングコースなどから外れた場所であり人が立ち寄る可能性がおよそないところである。また、B自身も帰り道を知らなかった。そのため、Bを救助することができるのは、甲と共犯者

である丙以外には存在しておらず、甲と丙がBを排他的に支配していたといえる。

以上のことから、甲はBに適切な治療を受けさせる作為義務を負う保護責任者であるといえる。

（2）遺棄

保護責任者遺棄罪の「遺棄」には、単純遺棄罪の「遺棄」とは異なり、置き去りのように要扶助者の場所的離隔を生じさせるすべての場合を含むと考える。218条の文理上、不保護という場所的離隔によらずに要扶助者を保護しないという不作為を規制している以上、場所的離隔を生じさせることにより要扶助者を保護しないという不作為の遺棄をも規制していると考えられるからである。

上述の通り、甲はBに適切な治療を受けさせる作為義務を負っていたにもかかわらず、Bをそのままにして山から立ち去っており、不作為の遺棄が認められる。

なお、甲は、Bがそのまま死亡するとは考えていなかったが、Bに治療が必要なことは認識していた以上、保護責任者遺棄罪の故意が認められる。

以上のことから、甲には保護責任者遺棄罪が成立する。

第2 丙の罪責

丙が、頭から血を流して気絶しているBを置き去りにした行為について甲と保護責任者遺棄罪の共同正犯（60条）が成立するかが問題となる。

1 保護責任者性

上述の通り、Bを助けることができるのは、甲と丙以外には存在していない。そのため、丙は、Bを排他的に支配している。しかし、丙は、甲に呼びだされて本件現場を訪れただけであり、Bを突き飛ばして頭部から血を流して気絶させるという先行行為をしていない。また、Bを救助する行為を何ら開始していないから保護の引き受けも認められない。

以上のことからすれば、乙は保護責任者とはいえない。

2 共同正犯

共同正犯が認められるためには、共謀と共謀に基づく実行行為が必要である。共謀が認められるためには、意思連絡と正犯意思が必要である。

本件では、丙が「このままだと警察に捕まってしまうから、高飛びしましょう」と甲に述べ、甲がそれを了承しているから、Bを置き去りにするという意思連絡があるといえる。また、丙は、甲の恋人であり、「あなたのお金があれば、海外で悠々自適に暮らせる」と述べており、甲とともに逃げることで甲と海外で悠々自適な生活を送る利益を得る立場にある。そのため、丙には正犯意思があるといえる。

したがって、甲と丙の間には共謀が認められる。

また、共謀に基づく実行行為があるといえるのは前述の通りである。

3 共犯と身分

217条に不作為の遺棄が含まれないため、不作為の遺棄をした丙には、単純遺棄罪は成立しない。そのため、丙が保護責任者といえてはじめて218条の保護責任者遺棄罪が成立する。つまり、保護責任者性は構成的身分といえる。

したがって、不作為の遺棄に加功した丙には、保護責任者遺棄罪の共同正犯が認められる（刑法65条1項）。

第3 乙の罪責

1 未成年者略取罪の共同正犯について

甲・乙は、もともとBを団体Aに連れていくためにDを訪れているため、甲・乙にはB

を団体Aに連れていく意思がある。乙は、甲により、Cの体を乙に押さえさせられた時点で、甲が未成年者略取を行う故意があることを認識できたはずである。

したがって、甲と乙には、未成年者略取の意思連絡があったといえる。

また、乙は、積極的にCの体を押さえつけて甲がBと共に車で走り去るための重要な役割を果たしており、自己の犯罪として行う意思がなければ通常行わない行動に出ている。そのため、乙には正犯意思が認められる。

共謀に基づく実行行為があることは前述の通りである。

したがって、乙には未成年者略取罪の共同正犯が成立する。

2 保護責任者遺棄罪の成否

乙は、たまたま倒れているBを見つけただけの者である。偶然治療が必要な者を見つけただけで、その者を保護しなければならないとするのは不作為の可罰範囲が拡大しすぎる。そのため、乙は保護責任者ということはできない。

したがって、乙がBを置きざりにしたことは不可罰である。

第4 罪数

甲については、未成年者略取罪の共同正犯、傷害罪、保護責任者遺棄罪の共同正犯が成立し、それぞれが併合罪となる（45条）。

乙については、未成年者略取罪の共同正犯が成立する。

丙については、保護責任者遺棄罪が成立する。